

【契約内容について】

1. 契約内容の詳細は生協の電気供給約款【低圧】（以下「約款」という。）に従うものといたします。
また、生協は電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、約款を書面、電子メール、ホームページでの閲覧など生協が適当と判断する方法によりこれを提供いたします。
2. 生協が必要と判断した場合は約款を変更いたします。変更する場合は、書面、電子メール、ホームページでの閲覧など生協が適当と判断する方法により効力発生時期を定めて組合員に周知いたします。

【料金について】

3. 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用の組合員に使用電力量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。
4. ホームページやチラシなどに記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。
電気のご使用量によってはこれまでの料金と比べメリット・デメリットが発生しますので、生協の電気料金シミュレーション情報を提供いたします。なお、生協の電気料金シミュレーション結果は、組合員の使用電力量に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化などによる使用電力量の変動、燃料費調整額などの事由により、電気料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

【契約の成立および契約期間について】

5. 契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降 1 年目の日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

【供給開始時期について】

6. 現在ご契約中の小売電気事業者との解約、一般送配電事業者との託送供給契約成立、スマートメーター取り替えなどの必要な手続きが完了した後に、生協の電気の供給が開始されます。
7. 現在ご契約中の小売電気事業者や一般送配電事業者による手続きの都合で供給開始予定日は変更となる可能性があります。
8. 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は生協が代行して行いますので、生協の供給開始とともに現在ご契約中の小売電気事業者との契約は解約されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、生協へその旨をお申し出いただく必要がございます。

【料金算定の方法と料金のお支払いについて】

9. 一般送配電事業者が定める日に毎月検針を行い、使用電力量を計量いたします。その結果を生協が受け取り生協の約款に定める算定式に基づき電気料金を算定いたします。毎月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。使用電力量及び電気料金は、請求明細書、生協の会員専用サイト「マイページ」にてお知らせいたします。
10. 電気料金は検針日の属する月の翌々月 6 日にお支払いいただきます。

宅配をご利用いただいている組合員は、宅配商品代金と合わせてお支払いいただきますので、検針日の属する月の翌月の配送時にお渡しする請求明細書でお知らせいたします。

宅配をご利用いただいていない組合員は、「e フレンズ」登録をしていただき、「マイページ」でお知らせいたします。なお、書面での請求書が必要な場合は、請求書の郵送サービスが有料（郵送料：100

円／月 税別) で利用できます。

11.電気の供給を再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合には、約款 16 (料金の算定) (3) に基づき、日割計算によって算定いたします。

12. 電気料金は生協の約款に定める方法で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合は、生協は 15 日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解約いたします。また、生協が提供する商品およびサービスの料金を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合も、生協は 15 日前までに解約通知を行ったうえで、契約を解約いたします。

【契約の変更について】

13. 契約の変更 (名義、契約種別、その他生協への登録情報の変更) や解約を希望される場合は、エネルギーサービスセンターへご連絡ください。なお、契約種別の変更は契約期間中に行うことはできません。ただし、特別の事情があるものと生協が認めた場合はこの限りではありません。

生協が契約を変更 (検針日、引き落とし日の変更など) した場合は、当該変更事項等を書面、電子メール、ホームページでの閲覧など生協が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

14. 1 年未満で電気需給契約を終了する場合において、生協が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算または工事費の精算を求められる場合は、その精算金を組合員に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

【その他】

15. 生協の供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

16. 組合員が新たに電気を使用される場合などで、新たに配電設備や特別供給設備を施設するときや、新たな電気の使用などともなわないうで組合員の希望によって供給設備を変更する場合は、生協が一般送配電事業者を支払うべき金額を工事費負担金として組合員から申し受けます。

17. 一般送配電事業者の指示や災害の発生などにより電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、生協の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、生協は損害賠償責任を負わないものといたします。

18. 一般送配電事業者または生協が必要と判断した場合には、組合員の承諾を得て、一般送配電事業者または生協の係員を組合員の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な施設の設置や電力品質維持に関して必要な協力など組合員が遵守すべき事項について承諾していただきます。

19. 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効など、組合員の不利益となる事項が発生する可能性があります。

20. 小売電気事業者について

事業者名 大阪いずみ市民生活協同組合

事業者住所 堺市堺区南花田口町 2-2-15

登録番号 A0091

お問い合わせ 0120-810-093 (エネルギーサービスセンター)

受付時間 月～金 / 9:00～21:30 土 / 9:00～20:00